## 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年3月15日

宇佐警察署長 村上 元三

- 一 競争入札に付する事項
  - 1 業務の種類 宇佐警察署庁舎清掃業務
  - 2 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
  - 3 対象施設 宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署
- 二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
  - 2 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格 を得ている者のうち、建築物清掃業A又はB等級の格付けされている者であること。
  - 3 自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に 掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
    - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
    - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
    - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入 契約等を締結している者
    - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
    - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非 難される関係を有している者
    - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。
- 三 契約条項を示す場所及び日時
  - 1 場所 字佐市大字上田1010番地の1 字佐警察署会計課 TEL0978-32-2131 内線230
  - 2 日時 平成28年3月15日 (火曜日) から同月31日 (木曜日) まで(日曜日、 土曜日及び休日を除く。) の午前9時から午後5時45分までの間
- 四 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項
  - 1 場所 字佐市大字上田1010番地の1 字佐警察署会計課 TEL0978-32-2131 内線230
  - 2 日時 平成28年3月15日 (火曜日) から同月31日 (木曜日) まで(日曜日、 土曜日及び休日を除く。) の午前9時から午後5時45分までの間
  - 3 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、上記二の2に掲げる資料を次のとおり提出し、入札参

加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(1) 提出の時期

平成28年3月15日(火曜日)から同月31日(木曜日)午後5時45分まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

- (2) 資料の提出先四の1に同じ。
- (3) 資料の提出方法 持参とする。
- 五 入札及び開札の場所及び日時
  - 1 場所 宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署大会議室
  - 2 日時 平成28年4月1日(金曜日)午前10時00分※ 受付は、午前9時50分から午前9時55分まで
- 六 入札保証金に関する事項 免除する。
- 七 契約保証金に関する事項 免除する。
- 八 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 金額の記載がないもの
- 2 入札に関する条件に違反したもの
- 3 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- 4 郵送による入札
- 九 最低制限価格に関する事項

設定しない。

- 十 落札者の決定方法
  - 1 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした 者を落札者とする。
  - 2 開札した場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。再度の入札においても落札者がないときには、同法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行するものとする。
  - 3 落札となるべき同価の入札をしたものが二人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者がくじを引かないときは、これに代えて、 当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 十 その他

- 1 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- 2 入札は、所定の様式の入札書によりすること。
- 3 その他不明の点がある場合は、宇佐警察署会計課に問い合わせること。